

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

事業 No.	目標		施策の方向性		主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
1	(1)	DVに対する理解の推進と防止意識の向上	①	市民への意識啓発の推進	男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進めます。	継続	●男女平等参画推進センターにおいて講座等を実施する	●男女平等参画推進センターにおいて講座等を実施	スポーツ市民局
								●なごや人権啓発センターにおいて、B1パネルの掲示やタッチパネルPCを使用した人権学習、啓発冊子の配架・配布、関連する図書・DVDの配架・閲覧・貸出等による啓発を実施する	●なごや人権啓発センターにおいて、B1パネルの掲示やタッチパネルPCを使用した人権学習、啓発冊子の配架・配布、関連する図書・DVDの配架・閲覧・貸出等による啓発を実施	スポーツ市民局
								●各区生涯学習センター、女性会館で人権講座を開催する	●各区生涯学習センター、女性会館で人権講座を開催	教育委員会
2	(1)	DVに対する理解の推進と防止意識の向上	①	市民への意識啓発の推進	DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図ります。また、DV、性犯罪、セクシャル・ハラスメント等女性の人権を侵害する暴力の根絶を訴える「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)を中心に、DV根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。 さらに様々な媒体を活用して、若年層をはじめとするすべての年齢層に相談窓口等の情報が届くように努めます。	拡充	●パープルリボンキャンペーンを実施する ●児童虐待&DV防止(コラボ事業)を実施する ●DV防止カードを配布する	●パープルリボンキャンペーン2023 東山スカイタワーパープルライトアップ(11/12～11/25) ●児童虐待&DV防止(コラボ事業) ・コラボツリーの設置(4か所) ・コラボバッチの市職員(課長以上)への配布 ・コラボポスターの掲示(主な掲示場所:区役所、支所、保健センター、図書館、高校、大学等) ●DV防止カードの配布(主な配布先:区役所、支所、生涯学習センター、保健センター、図書館等) ●子ども青少年局Twitterで相談窓口など情報発信	スポーツ市民局
									子ども青少年局	
3	(1)	DVに対する理解の推進と防止意識の向上	①	市民への意識啓発の推進	家庭における人権教育への支援	家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配布します。	継続	●人権啓発冊子を配布する	●人権啓発冊子を配布	教育委員会

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

事業No.	目標		施策の方向性		主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
4	(1)	DVに対する理解の推進と防止意識の向上	②	デートDV防止教育等の推進	デートDV防止等のための意識啓発事業	デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。 また、デートDV防止の出張講座等を学校において実施し、大学・高校等と連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。 あわせて、様々な機会・媒体を通じて中学生を含むより幅広い年齢層を対象とした意識啓発を実施します。	拡充	●保護者保育者向け幼児期の男女平等参画啓発資料の作成・配布、市公式ウェブサイト等で周知する ●デートDV防止啓発リーフレット、カードを配布する ●デートDV防止出張講座を実施する ●市立高校等に講師を派遣し、デートDV防止出前講座を実施する	●保護者保育者向け幼児期の男女平等参画啓発資料の市公式ウェブサイト等での周知 ●男女平等ハンドブックを作成・配布（市内中学校1年生20,700部、市内小学校2年生20,650部） ●デートDV防止啓発リーフレットを作成・新入生とその保護者全員に配布（市立高校13,000部） ●デートDV防止啓発カードを配布（主な配布先：区役所、支所、生涯学習センター、図書館、市内高校、市内大学等） ●デートDV出張講座 1回 139人 ●市立高校に講師を派遣し、デートDV防止出前講座を実施 8回（7校） 受講者2,733人	スポーツ市民局
									子ども青少年局	
									教育委員会	
5	(1)	DVに対する理解の推進と防止意識の向上	③	外国人の被害者・障害のある被害者に配慮した広報・啓発	外国人の被害者への配慮	被害者の国籍に関わらず早期に相談機関につながり適切な支援が受けられるよう、多言語版リーフレットを配布するなど広報・啓発に努めます。 名古屋市内に住む外国人の方の日常生活に役立つ情報を掲載した名古屋市公式ウェブサイト（外国語版）等により、引き続き相談窓口の周知を図ります。	継続	●多言語版リーフレットを配布する ●名古屋市公式ウェブサイトに導入された機械翻訳により、広範な情報発信を実施する ●名古屋市公式ウェブサイトに機械翻訳を導入し、広範な情報発信を実施する	●多言語版リーフレットを配布 ●令和4年10月より、名古屋市公式ウェブサイトに機械翻訳が導入され、広範な情報発信が可能となった ●名古屋市公式ウェブサイトにおける機械翻訳を実施し、多言語で情報を発信（観光文化交流局国際交流課所管）	スポーツ市民局
									子ども青少年局	
									市長室	
6	(1)	DVに対する理解の推進と防止意識の向上	③	外国人の被害者・障害のある被害者に配慮した広報・啓発	障害のある被害者への配慮	DV防止等に関する点字版リーフレットを作成するなど、障害のある被害者に配慮した広報・啓発を行います。	継続	●点字版リーフレットを配布する	●点字版リーフレットを配布	スポーツ市民局
									子ども青少年局	
									健康福祉局	

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
7	(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	④ 相談を通じた意識啓発	女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等)	男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます。	継続	●女性のための総合相談を実施する	●相談件数 3,678件(DV 905件)	スポーツ市民局
8	(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	④ 相談を通じた意識啓発	男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談やセミナーを実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	継続	●男性相談を実施する	●相談件数 165件(DV 10件)	スポーツ市民局
9	(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	⑤ 職員に向けたDV理解の推進	職員への研修	市職員(新規採用者、新任係長、新任課長等)に対し、男女平等参画研修の中で、DVに対する理解をさらに深めるように努めます。	継続	●男女平等参画をテーマとした職員研修を実施する	●男女平等参画をテーマとした職員研修を実施 ・新規採用者研修 ・新任係長研修 ・新任課長研修 ・人権指導者養成研修 ・防災基礎研修 ・採用5年目研修 ・5局合同人権研修	スポーツ市民局
10	(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	⑤ 職員に向けたDV理解の推進	教職員への研修	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取組を行います。	継続	●男女平等参画等に関わる職員研修を実施する ●人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取組を行う	●男女平等参画をテーマとした職員研修を実施 ・人権問題研修推進者研修 ・新任校(園)長研修 ●教諭向け研修等の実施 ・男女平等参画に関する講演2回 ・新規採用教諭・養護教諭・栄養教諭・学校事務員向け研修及び経験年数5・10年目教諭向け研修の実施 延べ9回	スポーツ市民局 教育委員会
11	(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	⑥ 配偶者暴力に関する調査研究	調査研究	基礎調査等において、DVやデートDVに関する実態把握に努めます。	継続	●実施方法を検討・情報収集する	●実施方法を検討・情報収集	スポーツ市民局 子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
12	(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上	⑥ 配偶者暴力に関する調査研究	加害者対応の在り方検討	被害者支援の一環として、加害者の地域社会における更生のための指導等の実施方法について国の動向を注視するとともに、他自治体の取組について情報収集を行い、施策の在り方について検討します。	新規	●実施方法を検討・情報収集する	●国の動向を確認 ●他都市調査 ●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議に参加(12/21)	スポーツ市民局 子ども青少年局
13	(2) 暴力被害の早期発見	① 通報体制の整備	医療関係者との連携	被害者を発見しやすい立場である医療関係者向けのリーフレットを作成し、医療機関等に配布するなど、適切な通報が行われるよう、医療機関との連携を行います。	継続	●医療関係者向けリーフレット、DVと児童虐待コラポカードの作成及び医師会等へ配布する	●医療機関との連携を実施	子ども青少年局
14	(2) 暴力被害の早期発見	① 通報体制の整備	消防関係者との連携	救急搬送において、DVによる被害が疑われるケースの通報について、配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応します。	継続	●通報事案に対応する ●必要に応じて配偶者暴力支援センターまたは警察に通報する	●通報事案に対応 ●必要に応じて配偶者暴力支援センターまたは警察に通報	子ども青少年局 消防局
15	(2) 暴力被害の早期発見	② 早期発見のための関係者への周知	地域の関係機関や保健・福祉関係者との連携	暴力被害の早期発見・早期対応のために、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員等の地域の関係機関及びいきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ホームヘルパーや保健師等、居宅訪問の機会を通じて被害者を発見しやすい立場にある保健・福祉関係者に対して、DVの理解を深めるための周知の機会を通じて連携を進めます。	継続	●暴力被害の早期発見・早期対応のため「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」を開催するとともに、このような会議等を活用して、地域の関係機関や保健・福祉関係者と連携する	●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議の開催(12/21) ●学校との連携 ・高等学校においてHRや総合的な探究の時間の中で、専門家を講師として招聘してデートDVをテーマに講演会を実施(配布資料の提供) ●暴力被害の早期発見・早期対応のため「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」を開催するとともに、このような会議等を活用して、地域の関係機関や保健・福祉関係者と連携	スポーツ市民局 教育委員会 子ども青少年局 健康福祉局
16	(2) 暴力被害の早期発見	② 早期発見のための関係者への周知	人権擁護機関との連携	法務省の人権擁護機関は、DV事案を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされていることから、連携を行います。	継続	●事案に応じ、連携して対応する	●実施	スポーツ市民局 子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
17	(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	研修の充実	相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、係長級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。	継続	●関係職員に対し、担当者、係長級、管理職等の階層別及び新任職員など段階別研修のほか、事例検討等を実施する	●新任担当者研修、係長級DV研修、事例検討等を実施 27回 延べ556人	子ども青少年局
18	(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	コンサルテーション機能の充実	区役所・支所等が、支援困難事例に対して、様々な背景を持つ外国人や障害のある被害者等を十分に理解し、配慮した対応ができるよう分野別に外部のスーパーバイザーを導入することや、配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するなど、配偶者暴力相談支援センターのコンサルテーション機能の充実を図ります。	拡充	●外部スーパーバイザーによるスーパービジョンを実施する ●分野別外部スーパーバイザーを配置する	●外部スーパーバイザーによるスーパービジョンを実施する ●分野別外部スーパーバイザーを配置する	子ども青少年局
19	(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	配偶者暴力相談支援センター業務	被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整をはじめ、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。	継続	●被害者からの相談業務を実施する ●裁判所への保護命令申立て支援を実施する ●関係機関の総合調整を行う ●支援者の育成を行う ●困難事例・緊急事案等へのコンサルティングを実施する	●配偶者暴力相談支援センター相談延べ件数 676件(DV470件) ●裁判所への保護命令申立て支援 書面提出 0件	子ども青少年局
20	(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	DV被害者ホットライン事業	土日祝日の電話による相談を行います。	継続	●DV被害者ホットライン事業による土日祝日の電話相談を実施する	●DV被害者ホットライン事業を実施 288件(DV204件)	子ども青少年局
21	(3) 相談及び保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化	関係機関連携会議の実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	●関係機関連携カンファレンスを実施する	●関係機関連携カンファレンスを実施	子ども青少年局
22	(3) 相談及び保護体制の充実	② 相談支援体制の充実	支援体制の充実	研修の充実による支援者の育成や支援の質を向上を図るとともにアセスメントツールの導入等により組織的対応力の強化を行います。	継続	●相談支援体制強化に向け検討する	●相談支援体制強化に向けた検討を実施	子ども青少年局
23	(3) 相談及び保護体制の充実	② 相談支援体制の充実	SNSを活用した相談体制の充実	暴力被害を受けていても相談窓口につながない若年層を始めとする被害者が相談しやすいよう、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した相談を実施します。	新規	●DV被害者SNS相談事業を実施する	●DV被害者SNS相談事業を実施 44件(DV43件)	子ども青少年局
24	(3) 相談及び保護体制の充実	② 相談支援体制の充実	専門家(弁護士)との連携	愛知県弁護士会と連携し、DV相談の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。	継続	●DV相談等法律問題援助事業を実施する	●DV相談等法律問題援助事業を実施 ・随時相談 193回 ・定例相談 2回	子ども青少年局

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
25	(3) 相談及び保護体制の充実	② 相談支援体制の充実	被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援	被害者が諸手続きのために複数の窓口に向向いて、繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることから、諸手続きを行うに際し、一定の場所に関係部署の担当者が出向く等の配慮(ワンストップサービス)をして支援を行います。	継続	●諸手続きを行う際、一定の場所に関係部署の担当者が出向く等の配慮をした支援を行う ●区・支所の税務窓口の職員は、必要に応じて関係部署の窓口に向向いて税務行政上の保護措置の受付事務を行う等、関係部署の担当者と連携し、柔軟に対応する	●出張相談の実施 ●関係部署との連携	関係局
26	(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	一時保護所での保護	被害者等の安全確保のため、一時保護が必要な場合に、愛知県女性相談センターや愛知県警察と連携し、安全かつ迅速に一時保護を行います。	継続	●一時保護依頼をするなど安全確保を行う	●一時保護依頼をするなど安全確保を実施	子ども青少年局
27	(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	緊急宿泊事業	緊急時における安全確保のために、必要やむを得ない場合「一時保護」に先行して、緊急に保護を必要とする被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。	継続	●緊急宿泊事業を実施する	●緊急宿泊事業を実施 12世帯17人 計18泊	子ども青少年局
28	(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	民間シェルターへの支援の充実	被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助等を行い、緊急に保護を必要とする被害者等の安全な場の確保に努めます。さらに民間団体が実施する先進的な支援の取組を活用し、被害者支援の充実を図ります。	拡充	●民間シェルターに対する補助を行う	●民間シェルターに対する補助を実施 1か所 ●新たな補助メニューとして、シェルター利用前出張相談、心理的ケア、支援者向け研修の開催等の実施	子ども青少年局
29	(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	施設における緊急保護	必要に応じて、保護が可能な施設において被害者等の緊急保護を行います。	継続	●保護が可能な施設において被害者等の緊急保護を実施する	●保護が可能な施設において被害者等の緊急保護を実施 ・利用世帯40世帯 ・利用延べ日数891世帯	子ども青少年局
30	(3) 相談及び保護体制の充実	③ 被害者等の安全確保	多様な状況にある被害者の安全確保	被害者の性別に関係なく、緊急時における安全の確保が必要な場合の一時的な避難場所の提供について検討します。	新規	●男性等多様な状況にある被害者の安全確保を実施する	●男性等DV被害者の安全確保事業を実施 ・利用件数0件	子ども青少年局
31	(3) 相談及び保護体制の充実	④ 安心と安全に配慮した支援	被害者等にかかる情報管理	被害者支援に関わる関係局、関係機関において、被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を行います。	継続	●被害者等の個人情報保護及び情報を適切に管理する	●被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理(相談記録は鍵のかかる場所に保管、相談記録をはじめ個人情報に関しては持ち出さない)	スポーツ市民局 子ども青少年局 はじめ関係局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
32	(3) 相談及び保護体制の充実	④ 安心と安全に配慮した支援	被害者等の情報保護にかかる支援	配偶者暴力相談支援センターを始めとする被害者支援に関わる関係部署において、住民基本台帳事務や国民年金等における被害者情報を保護するための支援策について、事案に応じ、被害者等に対し、情報提供を行います。	継続	●事案に応じ、被害者等に対して情報提供を実施する ●住民基本台帳事務における支援措置を実施する ●市税事務所、区役所・支所の税務窓口において、被害者を保護するために講ずる税務行政上の保護措置を実施する ●被害者を保護するために講ずる年金事務の保護措置を実施する	●住民基本台帳事務における支援措置を実施 ●相談に応じて情報提供 ●市税事務所、区役所・支所の税務窓口において、被害者を保護するために講ずる税務行政上の保護措置を実施	子ども青少年局 スポーツ市民局 財政局 健康福祉局 はじめ関係局
33	(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	ひとり親家庭等に対する総合的な相談支援	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。また、ひとり親家庭応援専門員については、すべての区・支所に配置して体制を整えます。	拡充	●母子・父子自立支援員を配置する ●ひとり親家庭応援専門員を配置する	●相談件数 ・母子・父子自立支援員 11,894件 ・ひとり親家庭応援専門員 10,348件 ●配置人数 ・母子・父子自立支援員 22人→22人 ・ひとり親家庭応援専門員 22人→22人	子ども青少年局
34	(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭等の収入を補完するための手当の支給による支援をします。	継続	●児童扶養手当を支給する ●市ひとり親家庭手当を支給する	●受給者数(令和5年度末) ・児童扶養手当 14,217人 ・市ひとり親家庭手当 4,184人	子ども青少年局
35	(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。	継続	●ひとり親家庭等の医療費を助成する	●対象者数:33,400人	子ども青少年局
36	(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金等を原則無利子で貸し付けます。また、現在貸付事業の対象となっていない寡夫についても事業の対象とすることについて検討します。	拡充	●生活資金、技能習得資金、修学資金などを貸し付ける	●貸付実績 ・母子 859件 546,499,463円 ・父子 46件 33,572,882円 ・寡婦 34件 22,658,720円	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
37	(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	母子生活支援施設における支援	被害を受けた母子家庭等の被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	●母子生活支援施設において、被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のために生活支援を実施する	●母子生活支援施設において、被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のために生活支援を実施	子ども青少年局
38	(4) 被害者の自立支援の充実	① 自立に向けた支援	生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にある等、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。	継続	●複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を市内3か所に設置し、個別的で継続的な相談支援を行う。また、対象者を早期に把握し適切な支援が行われるよう、地域や関係機関との連携強化を行う ●要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行う	●新規受付相談件数 3,855件 ●プラン作成件数 住居確保給付金 517件 就労準備支援事業 68件 家計改善支援事業 213件 認定就労訓練事業 19件	健康福祉局
39	(4) 被害者の自立支援の充実	② 住まいの確保のための支援	市営住宅を活用した支援	被害者等の一時的な滞在場所として市営住宅を提供します。また、その後の生活再建に向け、居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に際して、一般募集とは別に、被害者向け等の募集を行います。	継続	●福祉向市営住宅募集を年間2回実施する(ひとり親家庭に対する市営住宅のあっせんならびに事務取扱要領) ●母子生活支援施設退所者向け市営住宅募集を年間3回実施する(ひとり親家庭に対する市営住宅のあっせんならびに事務取扱要領) ●配偶者からの暴力被害者向け市営住宅のあっせん(配偶者からの暴力被害者に対する市営住宅のあっせん事務取扱要領)	●福祉向市営住宅募集 ・ひとり親割当戸数:60戸 ・契約者数 22世帯 ●母子生活支援施設退所者向け市営住宅募集 ・割当戸数:30戸 ・契約世帯数:8世帯 ●DV被害者向け市営住宅募集 ・割当戸数 13戸 ・契約世帯数:8世帯	子ども青少年局 住宅都市局
40	(4) 被害者の自立支援の充実	② 住まいの確保のための支援	住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、入居相談や生活支援等の居住支援サービスが適切に提供される仕組みづくりを進めます。	継続	●民間賃貸住宅入居相談を実施する ●名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会を運営する ●住宅確保要配慮者向け制度案内リーフレットを発行する ●居住支援コーディネート事業を実施する	●民間賃貸住宅入居相談の実施(月4回) ●名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 定期総会1回 専門部会3回 ●住宅確保要配慮者向け制度案内リーフレットの発行 ●居住支援コーディネート事業の実施	住宅都市局
41	(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	男女平等参画推進センターにおける就業支援	男女平等参画推進センターにおいて、就労支援セミナーを実施します。	継続	●講座等を実施する	●50・60代で考える生涯現役とキャリア設計(28人) ●【しゃべり場】就職氷河期世代の非正規シングル女性(16人)	スポーツ市民局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
42	(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	ジョイナス、ナゴヤにおける就業支援	就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談等、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。	継続	●就業相談(キャリアカウンセリング)を実施する ●自立支援プログラム策定を策定する ●心理カウンセリングを実施する	●就業相談(キャリアカウンセリング) 399件 ●自立支援プログラム策定 59件 ●心理カウンセリング 248件	子ども青少年局
43	(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	職業紹介等	愛知母子・父子福祉センター及びジョイナス、ナゴヤにおいて、企業等に対する求人開拓を行い、雇用ニーズの把握に努めます。また、求人開拓で得た求人情報をもとに、ひとり親家庭等の状況に応じた職業紹介を行います。今後は、父子家庭も対象に拡充して実施します。	拡充	●職業紹介を実施する	●職業紹介 93件	子ども青少年局
44	(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。	継続	●自立支援教育訓練給付金を支給する ●高等職業訓練促進給付金を支給する	●自立支援教育訓練給付金 29件 1,918,151円 ●高等職業訓練促進給付金 182件 149,804,000円	子ども青少年局
45	(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	一体的就労支援事業	生活保護受給者や児童扶養手当受給者等に対して、ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、ハローワークと区役所・支所の一体的な就労支援を行います。	継続	●ハローワークによる児童扶養手当受給者等対象就労支援コーナー、生活保護受給者対象就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行う	●ハローワーク・就労支援コーナー、巡回相談(児童扶養手当受給者) 支援対象者 374人 就職決定者数 208人	子ども青少年局
							●就労支援コーナー・支援者数 2,163人 ・就職者数 1,069人 - 巡回相談・支援者数 248人 ・就職者数 122人	健康福祉局
46	(4) 被害者の自立支援の充実	③ 就業支援	なごやジョブサポートセンターにおける就業支援	職業紹介や就職準備セミナー等の就業支援を行います。	継続	●総合就職相談窓口として、個別一貫した就職相談、中小企業とのマッチングの機会を提供していく	●就業支援の実施・相談件数 3,487件 ・就職決定者数 437名 ・セミナー等開催回数 8回	経済局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
47	(5) 被害者等の こころのケア の充実	① 精神的な支援	女性のための総合相談におけるカウンセリング事業	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、必要に応じ、臨床心理士等によるカウンセリング事業を行います。	継続	●女性のための総合相談を実施する	●相談件数 3,678件(DV 905件) ●相談終了後、関係機関へつないだ(基本的に3回のトラウマケアを行い終結。ケースによっては、医療機関) ●女性のための総合相談の特徴 ・面接相談をはじめ、さまざまな相談事業の利用の上で実施されるためより効果が期待できる ・カウンセリングを委託しているカウンセラーと面接担当者との連携を密に行い、また年1回は相談室との全体の振り返りを行っている	スポーツ市民局
48	(5) 被害者等の こころのケア の充実	① 精神的な支援	女性のための総合相談(女性の自立のためのグループプログラム等)	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、DVの理解、セルフケア等について理解を深める講座等を行います。	継続	●女性のためのサポートグループ事業を実施する ●DV理解と心のセルフケア講座を実施する	●女性のためのサポートグループ事業 ・孤立感の緩和及び情報提供・共有を図り、つながりと成長を目指す 交流会4回28人、相談会2回12人 ●DV理解と心のセルフケア講座 DVとは何か、安全のための工夫、セルフケアなどについて理解を深め、孤立感を軽減する機会を提供する 講座8回61人	スポーツ市民局
49	(5) 被害者等の こころのケア の充実	① 精神的な支援	親子支援プログラム事業	DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	●親子支援プログラム事業を実施する	●親子支援プログラム事業を実施 ・計13回 延べ65人参加	子ども青少年局
50	(5) 被害者等の こころのケア の充実	① 精神的な支援	DV被害者のためのサポートグループ事業	被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。	継続	●サポートグループ事業を実施する	●サポートグループ事業を実施 ・計22回 延べ75人参加	子ども青少年局
51	(5) 被害者等の こころのケア の充実	① 精神的な支援	DV被害者とその子どものための心理的ケア	被害者とその子どものための心理的ケアとして親子カウンセリング事業を実施します。今後は、カウンセリングの機会を増やすなど心理的ケアの充実を図ります。	拡充	●DV被害者とその子どものためのカウンセリング事業を実施する	●DV被害者とその子どものためのカウンセリング事業を実施 ・定例カウンセリング 2世帯 計6回 ・随時カウンセリング 2世帯 計6回	子ども青少年局
52	(5) 被害者等の こころのケア の充実	① 精神的な支援	精神保健福祉センター等による支援	精神保健福祉センターや保健センターは、身近な相談機関として、こころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行います。	継続	●こころの健康に関する相談を実施する	●こころの健康に関する相談を実施 ・こころの健康相談日 583件(延べ)※速報値 ・こころの健康電話相談 1,889件(延べ)	健康福祉局
53	(5) 被害者等の こころのケア の充実	② 被害者の孤立防止のための支援	見守り・同行支援事業	一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添い等を行います。	継続	●DV被害者のための見守り・同行支援事業を実施する	●DV被害者のための見守り・同行支援事業を実施 ・2世帯 延べ15回	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
54	(6) 子どもの権利を尊重した支援	① 子どもの権利擁護	子どもの権利擁護機関との連携	安全確保のために被害者と避難した子どもに対して子どもの権利擁護機関の情報を提供する等して、子どもの権利保障を図ります。また、支援者が子どもの権利を意識した支援ができるよう、理解を深めるための研修等を行います。	新規	●子どもの潜在的な悩みをキャッチし、権利を保障できるよう、以下について新たに実施する (1)子どもにとって身近な問題であることを分かりやすく伝えるため、子ども向けウェブサイトを構築 (2)相談自体に対するハードルを下げるため、LINEによる相談受付を実施 (3)子どもに関わる機関の従事者に対し、子どもの権利やなごもっかについての理解を深めてもらえるよう、さらなる普及啓発を実施	●子どもの潜在的な悩みをキャッチし、権利を保障できるよう、以下について新たに実施 (1)子どもにとって身近な問題であることを分かりやすく伝えるため、子ども向けウェブサイトを構築 (2)相談自体に対するハードルを下げるため、LINEによる相談受付を実施 (3)子どもに関わる機関の従事者に対し、子どもの権利やなごもっかについての理解を深めてもらえるよう、新たに関係機関向けリーフレットを作成配布	子ども青少年局
55	(6) 子どもの権利を尊重した支援	② 子どものこころのケア	DVで避難した子どもへのこころのケア	被害者と避難し、生活が大きく変化したことにより不安を抱える子どもの気持ちに寄り添えるよう、リーフレット等を活用し、こころのケアを行います。	新規	●DV被害者とともに避難した子どものこころをケアするリーフレット(絵本)を周知する。また、関係機関を通じて必要な被害者に届ける ●市ウェブサイトを通じて必要な被害者に届ける	●リーフレット(絵本)の周知と関係機関を通じた配布を実施 ●市ウェブサイトに掲載	子ども青少年局
56	(6) 子どもの権利を尊重した支援	② 子どものこころのケア	児童相談所による子どもへの心理的ケア	児童相談所は、関係機関と連携し、DVのある家庭環境で育った子どもへの心理的ケアを行います。	継続	●子どもの心理的ケアを実施する。心理的ケアの一つとして実施している動物介在療法について、実施頻度を増やす	●実施回数 24回	子ども青少年局
57	(6) 子どもの権利を尊重した支援	③ 保育・教育の支援	保育所等の利用にかかる配慮	保育所等の利用調整において、児童福祉の観点から、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を行います。	継続	●保育所等の利用調整基準表において、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を実施する	●保育所等の利用調整基準表において、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を実施	子ども青少年局
58	(6) 子どもの権利を尊重した支援	③ 保育・教育の支援	ハートフレンドなごやでの教育相談事業	子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行います。必要に応じて、児童相談所を始めとした他の相談機関と連携を図ります。	継続	●子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行う。必要に応じて、児童相談所を始めとした他の相談機関と連携を図る	●相談の実績 ・電話相談3,826回 ・メール相談172件326回 ・来所相談775件2,851回 ・訪問相談44件820回	教育委員会
59	(6) 子どもの権利を尊重した支援	② 保育・教育の支援	なごや子ども応援委員会	様々な悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するなごや子ども応援委員会の体制の充実を図ります。	拡充	●相談、支援を実施する	●相談等対応件数(延べ数):42,883件 ●対象となる児童・生徒数(実数):6,465人	教育委員会

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
60	(6) 子どもの権利を尊重した支援	② 保育・教育の支援	スクールカウンセラーの配置	子どもの様々な悩みや心配事に対応するため、スクールカウンセラーの小学校・中学校・特別支援学校・高等学校への配置の充実を図ります。	拡充	●相談、支援を実施する	●相談件数(延べ数) 児童生徒24,382件 保護者12,392件 教員13,390件	教育委員会
61	(6) 子どもの権利を尊重した支援	③ 保育・教育の支援	就学援助	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品等の費用を援助します。	継続	●就学援助の認定者に対し、学用品費等の就学に必要な費用を支給する	●就学援助の認定者に対し、学用品費等の就学に必要な費用を支給	教育委員会
62	(6) 子どもの権利を尊重した支援	③ 保育・教育の支援	中学生の学習支援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施します。	継続	●生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対して、学習会などを行う学習支援事業を実施する 150か所	●生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対し、学習会を市内150か所で実施	子ども青少年局
							●生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対し、学習会を市内150か所で実施	健康福祉局
63	(6) 子どもの権利を尊重した支援	④ 児童虐待対応との連携	DV対応と児童虐待対応の連携強化	DV対応と児童虐待対応の担当職員等がDVと児童虐待の特性や関連性に関してそれぞれの研修を通じて理解し、早期発見に努めるとともに、DVと児童虐待が併存する場合は連携して対応します。今後は、円滑な連携のためにより実効性のある方策について取組を進めます。	拡充	●児童虐待対応担当・女性福祉担当職員合同研修を実施する ●児童相談所へ配偶者暴力相談支援センター相談員が出張して面接する	●児童虐待対応担当・女性福祉担当職員合同研修を実施 ●児童虐待対応職員向けにDV対応についての研修を実施 ●配偶者暴力相談支援センター相談員が児童相談所へ出張してDV被害者の面接相談を実施	子ども青少年局
64	(6) 子どもの権利を尊重した支援	④ 児童虐待対応との連携	児童相談所等における相談支援	児童相談所等において、養護(児童虐待)・保健・非行・育成(不登校・しつけ等)等の相談支援を実施します。	継続	●相談、支援を実施する	●相談対応件数 7,129件	子ども青少年局
65	(6) 子どもの権利を尊重した支援	④ 児童虐待対応との連携	児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員等児童相談所の体制を強化します。	拡充	●児童福祉司・児童心理司を増員する	●児童福祉司7人、児童心理司7人増員	子ども青少年局
66	(6) 子どもの権利を尊重した支援	④ 児童虐待対応との連携	区役所・支所における児童虐待等への機能強化	区役所・支所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待等への対応を拡充します。	拡充	●児童相談所と兼務の児童福祉司を各区・支所に配置する(教育と福祉の連携:22→28人)	●児童相談所と兼務の児童福祉司を各区・支所に配置(教育と福祉の連携:22→28人)	子ども青少年局
67	(6) 子どもの権利を尊重した支援	④ 児童虐待対応との連携	児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整(なごや子どもサポート連絡協議会等)、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所・児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	●なごや子どもサポート連絡協議会を開催する ●なごや子どもサポート区連絡会議を開催する ●電算システムを活用した社会福祉事務所・児童相談所・保健センター等の情報共有を実施する	●なごや子どもサポート連絡協議会開催2回 ●なごや子どもサポート区連絡会議開催16回 ●電算システムを活用した社会福祉事務所・児童相談所・保健センター等の情報共有	子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目 標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
68	(6) 子どもの権利を尊重した支援	④ 児童虐待対応との連携	名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーン等の広報・啓発等を行います。	継続	●「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーン等の広報・啓発等を実施する	●児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施	子ども青少年局
69	(6) 子どもの権利を尊重した支援	④ 児童虐待対応との連携	なごやっ子SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を行います。	継続	●相談を実施する	●相談件数 6,259件	子ども青少年局
70	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	① 外国人の被害者への支援	女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業	日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、区役所・支所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるように努めます。今後は、よりきめ細やかな相談対応ができるよう派遣の拡充を図ります。	拡充	●通訳等派遣事業を実施する	●通訳等派遣事業を実施 ・派遣回数 8回	子ども青少年局
71	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	① 外国人の被害者への支援	多言語による各種相談等	名古屋国際センターでは、法律相談や心のカウンセリング、トリオホン等を活用した生活相談等の多言語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等)による各種相談事業を推進します。	継続	●外国人行政相談、外国人のための行政書士による相談、外国人無料法律相談、外国人こころの相談を実施する	●実績 ・外国人行政相談 1,012件 ・外国人のための行政書士による相談 255件 ・外国人法律相談 157件 ・外国人こころの相談 662件	観光文化交流局
72	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	① 外国人の被害者への支援	日本語教育相談センターでの相談事業	外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図ります。	継続	●相談を実施する ●翻訳依頼や通訳派遣対応を実施する	●児童生徒、保護者、学校からの相談に対応した件数:267件 ●ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ハングル語の翻訳依頼や通訳派遣に対応 ・翻訳件数 889件 ・通訳派遣件数 124件	教育委員会
73	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	② 高齢の被害者への支援	社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援	高齢の被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、社会福祉事務所、いきいき支援センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	●社会福祉事務所やいきいき支援センター等と連携し、個々の状況に配慮した支援を実施する	●社会福祉事務所やいきいき支援センター等と連携し、個々の状況に配慮した支援を実施	子ども青少年局 健康福祉局
74	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	② 高齢の被害者への支援	高齢者虐待相談センターにおける相談支援	高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	●相談事業(電話相談、面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談)を実施する ●区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議開催にかかる専門家の出席調整をする	●相談事業を実施 ・電話相談 376件 ・面接相談 22件 ・法律相談 5件 ・心の相談 1件 ●ネットワーク支援会議出席 6回	健康福祉局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
75	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	③ 障害のある被害者への支援	社会福祉事務所、保健センター等による連携した支援	障害のある被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、保健センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	●社会福祉事務所や保健センター等と連携し、個々の状況に配慮した支援を実施する	●社会福祉事務所や保健センター等と連携し、個々の状況に配慮した支援を実施	子ども青少年局 健康福祉局
76	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	③ 障害のある被害者への支援	障害者虐待相談センターにおける相談支援	障害者虐待相談センターでは、DV被害も含めた障害者虐待について相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	●相談、支援を実施する ●研修を実施する ●一般市民啓発を実施する ●障害者虐待防止に関する調査研究を実施する	●相談、支援を実施 ・相談件数 146件 ●研修を実施 ●一般市民啓発を実施 ●障害者虐待防止に関する調査研究を実施	健康福祉局
77	(7) 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実	④ 多様な状況にある被害者への支援	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の被害者への理解と配慮	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の被害者の相談、支援について、それぞれの状況に配慮した支援ができるよう支援者に対して研修等を通じて理解を深め、適切に対応します。	新規	●セクシュアル・マイノリティ相談を実施する ●研修を実施する	●相談件数 81件(うちDV 0件) ●性の多様性啓発ハンドブックの周知及び配布 ●男女平等参画をテーマとした職員研修を実施 ・新規採用者研修 ・新任係長研修 ・新任課長研修 ・人権指導者養成研修 ・採用5年目研修 ●性的マイノリティをテーマとした研修を実施	スポーツ市民局 子ども青少年局

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)進捗状況

【基本方向3 総合的な支援体制の強化】

事業 No.	目標	施策の方向性	主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
78	(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	① 総合的な庁内連携の推進	庁内連携の推進	「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止を始めとした男女平等参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を進めます。 また、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」において、関係局における取組等に関する情報共有を図り、配偶者暴力防止等基本計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係局の連携等を進めます。	継続	●名古屋市男女平等参画推進協議会を開催する ●名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議を開催する	●名古屋市男女平等参画推進協議会を開催(6月5日) ●名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議を開催(2月1日)	スポーツ市民局 子ども青少年局
79	(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	DV防止対策関係機関等との連携	「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、関係機関・民間団体の取組が、配偶者暴力防止等基本計画に即して効果的に機能するよう連携を進めます。	継続	●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議を開催する	●名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議を開催(12/21)	スポーツ市民局 子ども青少年局
80	(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	愛知県女性相談センターとの連携	被害者等の安心と安全の確保のため、一時保護や婦人保護施設の入所決定を行う愛知県女性相談センターと緊密に連携して支援します。	継続	●愛知県女性相談センターとの連携を実施する ●「愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議」へ参画する	●被害者支援において愛知県女性相談センターと連携 ●愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議(不開催)	子ども青少年局
81	(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	警察との連携	被害者等の安心と安全のため、愛知県警察が主催する「ストーカー・DV等関係機関連絡会議」に参画し意見交換を行う等、愛知県警察と緊密に連携することで被害の防止を図るとともに、緊急対応を行います。	継続	●愛知県警察との連携を実施する ●「ストーカー・DV等関係機関連絡会議」へ参画する	●被害者支援において愛知県警察と連携 ●ストーカー・DV等関係機関連絡会議に参加(3/8)	子ども青少年局
82	(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	被害者支援団体との連携・協力	被害者の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携による被害者等の安全確保のための民間シェルター運営団体への家賃等補助や孤立防止のための親子支援プログラム事業、見守り・同行支援事業を実施します。 今後は、より一層の連携・協力を推進するため、民間団体が実施する先進的な支援の取り組みを活用し、民間団体の支援を図ります。	拡充	●民間団体との連携を実施する ●民間シェルター運営団体への家賃補助等を実施する ●親子支援プログラム事業、見守り・同行支援事業、サポートグループ事業を実施する ●民間団体に研修を委託し、民間団体の支援者も参加可能な研修を開催する	●被害者支援において民間団体との連携を実施 ●民間シェルター運営団体への家賃補助等1か所 ●親子支援プログラム事業 ・計13回 延べ65人参加 ●見守り・同行支援事業 ・2世帯 延べ15回 ●サポートグループ事業 ・計22回 延べ75人参加 ●民間団体に研修を委託 ・事例検討研修 3回	子ども青少年局
83	(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進	他の自治体との広域的連携	広域的な連携等に関して、愛知県女性相談センターや関係する自治体との連携を十分に図って支援します。	継続	●広域的連携を実施する	●広域的連携を実施	子ども青少年局

【基本方向3 総合的な支援体制の強化】

事業 No.	目 標		施策の方向性		主な事項	第4次計画掲載文	方向性	令和5年度事業内容	令和5年度事業実績	所管局
84	(8)	総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	③	適切な苦情処理の実施	苦情処理の取組	男女平等参画苦情処理制度等を活用して、適切かつ迅速な対応を行います。	継続	●申出があれば、苦情対応を実施する	●苦情申し立て実績 0件	スポーツ市民局
										子ども青少年局
85	(9)	組織的対応力の向上	①	支援者のスキルアップ	支援者への研修	被害者支援に関係する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。	継続	●支援者スキルアップ研修等を実施する	●支援者スキルアップ研修等(1月24日) 30人	スポーツ市民局
										子ども青少年局
86	(9)	組織的対応力の向上	②	組織的対応のための体制整備	リスクアセスメントシート等の導入	被害者からの相談に対して、危険性及び緊急性等が査定できるツールの導入や相談記録様式の統一により、組織的対応力の向上を図ります。	新規	●実施に向け検討する	●実施に向けた検討	子ども青少年局
87	(9)	組織的対応力の向上	③	支援者のメンタルヘルス	支援者のこころのケア	相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト(燃え尽き)状態やDVの二次受傷に陥ることがないよう、セルフケアの方法等を学ぶ機会を提供します。	継続	●相談員向けセルフケア研修を実施する	●メンタルヘルス研修を実施(8/4) 10人	子ども青少年局
88	(9)	組織的対応力の向上	③	支援者のメンタルヘルス	支援者の安全対策	相談支援業務に従事する職員が加害者から不当な危害を加えられないように、支援者の個人情報を守るなど、安全対策に努めます。	継続	●職員等の安全対策を実施する	●管理職研修 1回 28人 ●係長級研修 2回 延べ22人	子ども青少年局
89	(9)	組織的対応力の向上	④	二次的被害防止のための関係職員への研修	職務関係者研修	職員等に対し、二次的被害防止のための研修を行います。	継続	●女性に対する暴力防止研修を実施する ●職務関係者研修を実施する	●女性に対する暴力防止研修を実施(10月17日) 57人 ●職務関係者研修(1/23) 57人	スポーツ市民局
										子ども青少年局